

事案調書(決定会議)

審議日 令和3年9月3日

案件名	起業家創出事業の実施について						
所管	環境経済	局区	経済	部	産業支援課	担当者	内線
審議事項	<p>庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論</p> <p>令和4～6年度において、地域経済の更なる発展を目的とした起業家創出事業を実施</p>						
決定会議	<p>審議結果(政策課記入)</p> <p>○継続審議とする。 ・創業支援事業全体における本件事業の位置づけについて説明すること。</p>						

事案概要 / 事業の実施期間

事業概要

市外からの大規模な企業の誘致が困難な状況下、地域経済の活性化を図るには、既存企業の成長とともに新たな起業家を創出することが必要不可欠である。については、優れたアイデアを持つ成長意欲の高い人材を育て上げ、市内で上場を目指す起業家を創出するとともに、市内の産業支援機関をはじめ、起業経験者や専門家等が積極的に事業に関わることで、地域全体で起業家を育てるという意識を醸成させる。

事業の実施期間

事業調整 令和3年度
事業実施 令和4～6年度

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R3	R4	R5	R6	R7
実施内容	庁内調整				
	寄附受領				
	予算査定				
	事業準備				
	事業実施				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R3	R4	R5	R6	R7
事業費(商工費)		0	20,000	15,000	15,000	
うち任意分						
特財	国、県支出金					
	地方債					
	その他	0	20,000	15,000	15,000	
一般財源		0	0	0	0	0
うち任意分						
捻出する財源						
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0

捻出する財源概要... 青年起業家育成基金

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7
実施に係る人工	A					
局内で捻出する人工	B					
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R3.08/11 関係課長会議 (政策課、経営監理課、総務法制課、財政課、市民協働推進課、環境経済総務室、地域経済政策課)	<p>これまでの創業支援を検証し、何が足りていて何が不足しているのか、当該事業は支援施策全体のどの部分に当たるのか提示されたい</p> <p>新規事業を実施するにはスクラップアンドビルドが基本であるため、既存事業の成果があまり出ていないのであれば、見直しを行い、当該事業に財源等を充てることも考えられる</p> <p>成長意欲のある参加者(10名)をしっかりと集めるのが肝であるため、委託先ともしっかり連携して意義のある取組にすべき</p>
R3.08/25 【庁議】調整会議 (政策課、経営監理課、財政課、人事・給与課、環境経済総務室)	<p>青年起業家育成基金における青年の範囲について確認されたい</p> <p>当該事業の財源は寄附であるが、仮に一財の場合、少人数に対して多くの事業費が投入される事業形態となるため、上部会議での審議が必要</p>

備 考	

起業家創出事業について

目的

- 優れたアイデアと覚悟を持つ成長意欲の高い人材を育て、市内で上場を目指す起業家を創出する
- 市内の産業支援機関をはじめ、著名な起業家、専門家等が積極的に事業に関わることで、地域全体で起業家を育てるという意識を醸成させる
- これにより、地域経済の活性化はもとより、法人市民税等の税収増につなげる

内容

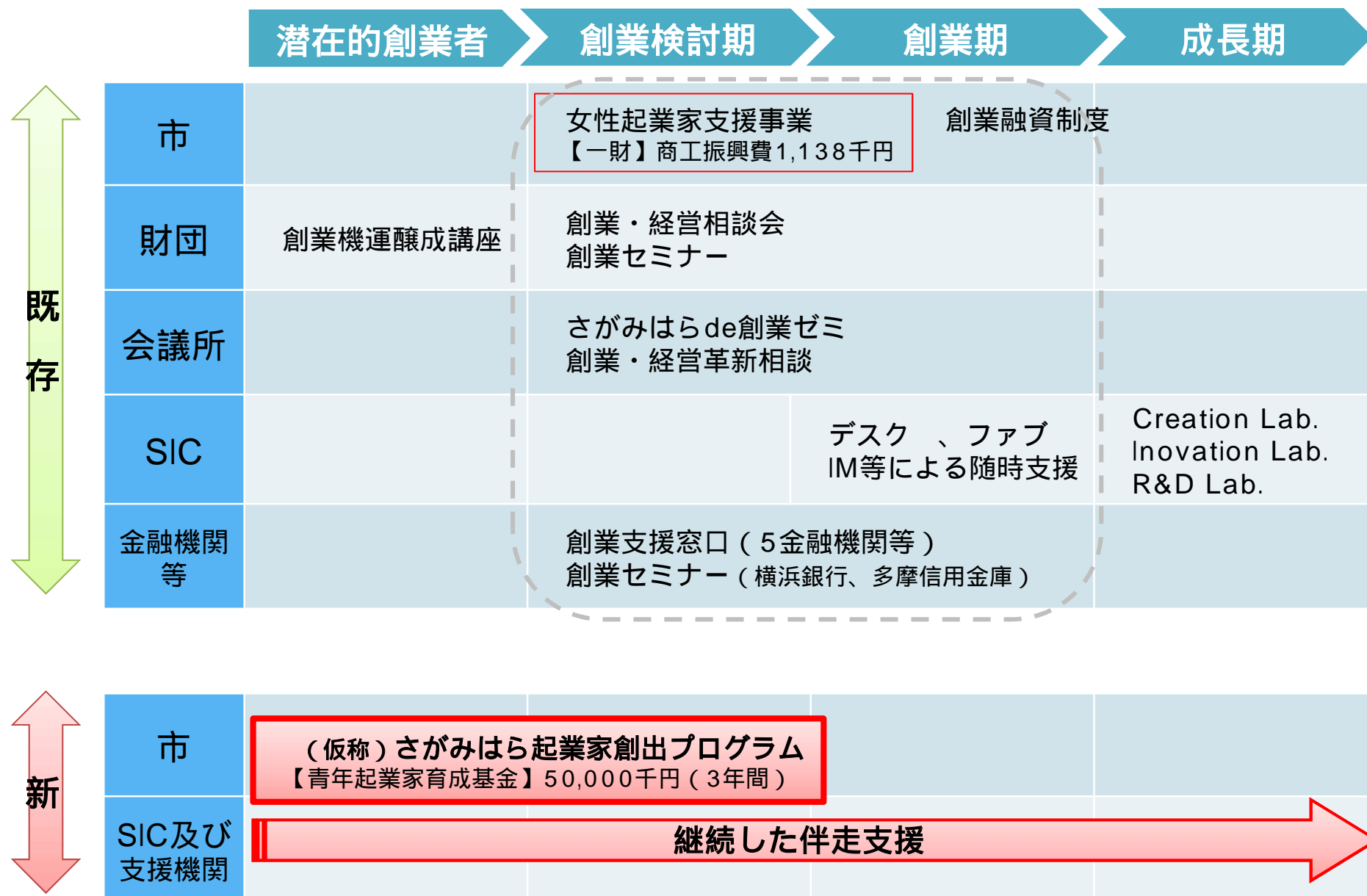
(仮称) さがみはら起業家創出プログラム

- 約9か月間にわたる伴走型の支援
- 講義、起業経験者からのアドバイス、ケーススタディ、合宿等を通じ、経営者としてのノウハウ、識見等を学び、人脈形成や実現化を見据えた事業プランを作る
- 最終回では成果報告会を行い、次年度以降の支援についての選考を行う

必要性

- 企業誘致と創業支援の両輪が必要不可欠
- 地域に根を張る起業家の創出
- 成功モデルを作ることで連鎖的・自発的・持続的に起業家が生まれる

本市の創業支援の体系図



既存の創業支援との比較

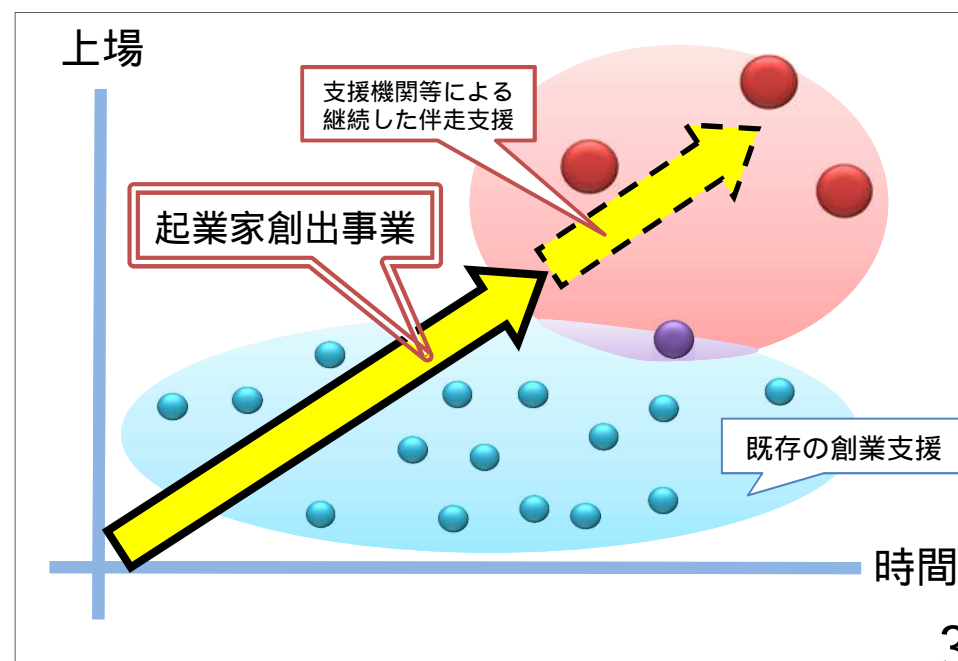
既存の創業支援		起業家創出事業
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 創業間もない経営者 ✓ 具体的に起業を検討している者 	ターゲット	覚悟・成長意欲を持ち、市内で上場を目指す <ul style="list-style-type: none"> ✓ 潜在的創業者 ✓ スタートアップ企業等の経営者
<ul style="list-style-type: none"> ✓ セミナー ✓ 相談会 ✓ インキュベーション事業 	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 約9か月間の伴走支援 ✓ 市内企業等との交流、人脈形成 ✓ 事業プランの作成、成果報告
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個が抱える課題等を解決するための、短期的な支援 	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実現可能な事業プランを作り上げる、中長期的な伴走支援

創業状況

既存の創業支援のうち、市の財源で実施している女性起業家支援事業（ワークショップ・交流会）に参加した者の創業状況 <調査時点：令和3年3月末>

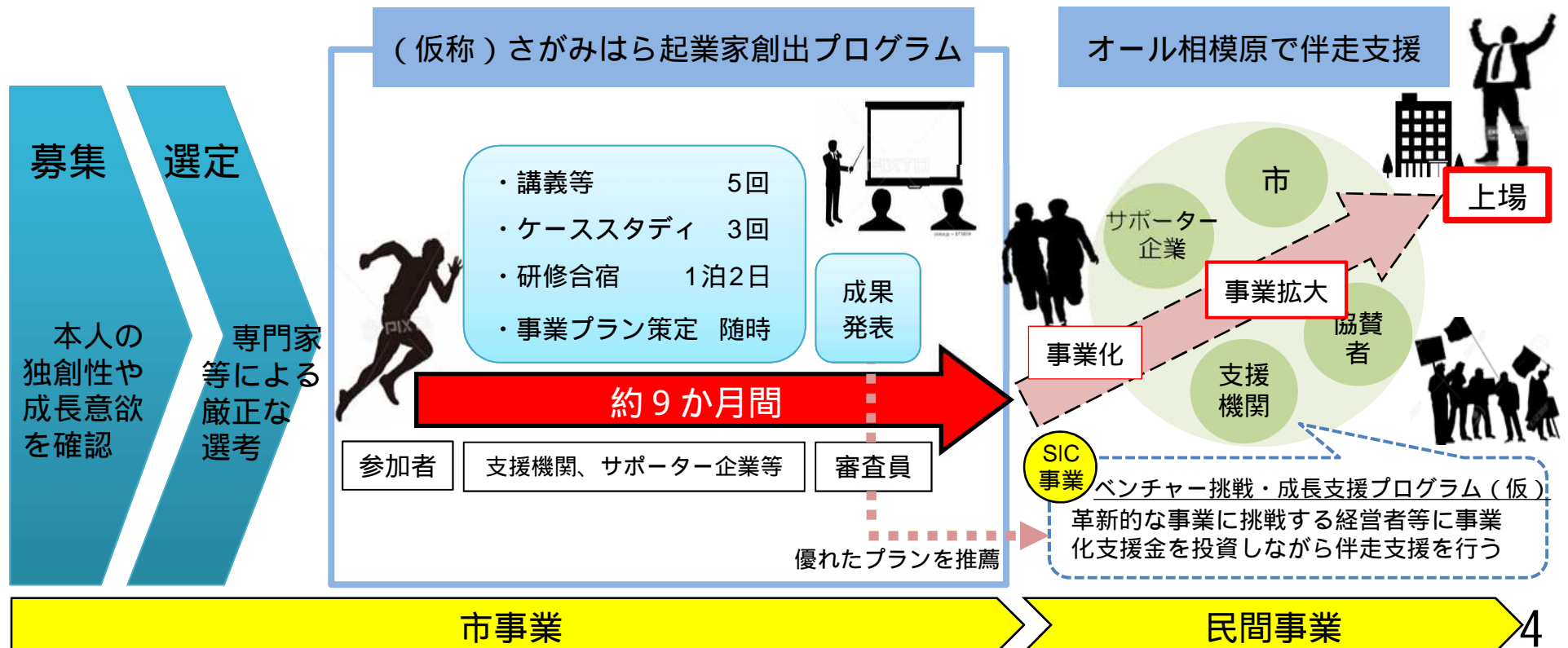
事業実施年度	参加者数	うちR3年3月末時点で創業を継続している数	創業者割合
R2年度	41名	32名（予定者8名含）	78%
R1年度	47名	27名（予定者2名含）	57%
H30年度	50名	23名	46%
H29年度	35名	19名	54%
H28年度	42名	18名	43%
計	215名	119名	55%

5年後の起業家創出イメージ



事業の具体的な内容

- 参加者は公募。専門家を交えた厳正なる審査により、10名程度に絞り込む
- 約9か月間、伴走型の集中支援を実施
- 起業に必要な知識のみならず、成長志向型企业に欠かせない社会的責任を学び、上場可能な事業プランを作る
- 約9か月間の支援を行った後、成果報告会を実施。より優れた事業プランを選抜し選ばれた者は、さがみはら産業創造センターをはじめとした支援機関等による継続した伴走支援で創業をバックアップし、事業拡大や上場企業への成長を目指す



事業の財源・スケジュール

● 青年起業家育成基金を活用

市内産業の活性化を図るため、将来の相模原を担う者を対象とした諸事業を展開する財源を確保するための基金。平成12年4月設置。

● 事業は原則として3年間

事業の実施期間は令和4～6年度の3年間とし、以降は、事業を通して創出された成功モデルが起業を志す者の目指すべき姿となり、民間で連鎖的・自発的・持続的に起業家が生まれ、地域経済の更なる成長をもたらす

予算スケジュール

単位：千円	R3	R4	R5	R6	計
歳入（寄附）	50,000	0	0	0	50,000
歳出	0	20,000	15,000	15,000	50,000

事業費の内訳（案）＜R4年度＞

（税抜）

- 委託先人件費 2,000千円
- 専門家等派遣費、研修合宿費等 12,000千円
- 諸経費（広報費、雑費等） 4,000千円

事案調書(決定会議)

審議日 令和3年9月3日

案件名	橋本駅周辺整備推進事業の概要と実施について							
所管	都市建設	局区	広域交流拠点推進	部	リニア駅周辺まちづくり	課	担当者	内線
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	○橋本駅周辺整備推進事業の概要(土地区画整理事業・街路事業・京王駅移設関連整備・自由通路整備事業)と実施について							
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり、上部会議に付議する。 ・意見があった資料については上部会議までに修正すること。							

事案概要 / 事業の実施期間

平成28年8月に策定した「広域交流拠点整備計画」に基づき、検討を行っている橋本駅周辺のまちづくりについて、関係者と都市基盤配置や事業スケジュールの調整が概ね調ったことから事業の概要と実施について諮るもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

(年度)

	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施内容	庁内手続き等	庁議 関係 機関 合意	大規模 事業 評価	都市計画決定	事業認可			
	橋本駅周辺整備 推進事業			都市計画手続き ●	事業認可手続 ●	事業実施		

○事業経費・財源

(億円)

項目	補助率/充当率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
事業費(土木費)								
うち任意分								
特財	国、県支出金							
	地方債							
	その他							
一般財源		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち任意分								
捻出する財源								
一般財源拠出見込額		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

捻出する財源概要...

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施に係る人工	A	0			0	0	0	0
局内で捻出する人工	B	0			0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0			0	0	0	0

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	全協 R3.11～12月頃

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
政策課	庁議に諮る事業内容の範囲について【調整済み】
財政課	事業スケジュール、事業費について【調整中】
総務法制課	全員協議会の時期、議会への情報提供について【了承】 概ねの時期、情報提供の方法について調整
経営監理課	大規模事業評価の実施について【調整中】
人事・給与課	事業実施に伴う人員配置について【調整中】
都市計画課	都市計画手続きのスケジュール、都市計画決定予定案件について【調整中】
道路計画課	街路事業について【調整中】
下水道経営課	下水道計画について【調整中】
公園課	公園計画について【調整中】
R2.2.25 関係課長打合せ会議	橋本駅南口地区のまちづくり方針について (整備計画から深度化した事項について説明したもの。【方向性は了承】) 出席課：企画政策課、財務課、都市建設総務室、都市計画課、建築・住まい政策課 交通政策課、道路計画課(欠)、路政課、下水道経営課(欠) 産業政策課、水みどり環境課、公園課、緑区区政策課(欠)、危機管理課(欠)
R2.10.16 関係課長打合せ会議	(仮称)橋本駅南口土地区画整理事業区域内での鉄道駅整備に係る開発事業について (土地区画整理事業として都市基盤を整備する予定のため当該事業区域内での鉄道駅整備 に係る開発事業について説明したもの。【方向性は了承】) 出席課：都市建設総務室、都市計画課、交通政策課、開発調整課、道路計画課、路政課 建築審査課、建築・住まい政策課、都市整備課(欠)、下水道経営課、下水道保全課 河川課、緑土木事務所、産業支援課、水みどり環境課、公園課、橋本台環境事務所 予防課、リニア事業対策課
R3.4.13 関係課長打合せ会議	橋本駅周辺整備推進事業について (今後、庁議や大規模事業評価に諮る事業内容について説明したもの。) 出席課：政策課、経営監理課、財政課、人事・給与課、都市建設総務室、都市計画課 建築・住まい政策課、交通政策課、道路計画課、路政課、下水道経営課 路政課、地域経済政策課、水みどり環境課、公園課、緑区区政策課、危機管理課

備 考	

橋本駅周辺整備推進事業について

決定会議
令和3年9月3日
リニア駅周辺まちづくり課

1.上位計画等の位置付け

2.各事業の概要

3.都市計画決定までのスケジュール（案）

1.橋本駅周辺整備推進事業に関する上位計画等の位置付け

2021.8月時点

「相模原市総合計画」(基本構想) 令和元年7月 P.8

将来像～おおむね20年後のまちの姿～

「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」

目指すまちの姿Ⅳ

「活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち」

政策9 活力と魅力あふれる都市をつくります

- ・交通ネットワークの形成を図るとともに、多様な機能が集積した広域的な拠点の形成を進める。

「相模原市都市計画マスタープラン」 令和2年3月 P.38,44,53

都市づくりの基本目標 1

「活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち」

4-1 土地利用の方針

- ・交通利便性を生かし、多様な都市機能の集積を図り、南北一体となったにぎわいの形成を進める。

4-2 都市力を高める都市づくりの方針

- ・首都圏南西部における中心的な地区として周辺都市からの求心性を高める都市づくりを進める。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

平成29年3月 P.16

土地の高度利用に関する方針

- ・商業・業務・文化機能等の集積を図り、にぎわいと魅力ある広域的な交流の拠点を形成する地区として土地の高度利用を図る。

国の関連計画

国土形成計画
(平成27年8月閣議決定)

広域地方計画
(平成28年3月大臣決定)

戦略プロジェクト
首都圏南西部
国際都市群の
創出プロジェクト

神奈川県(仮称)周辺はリニアの開通によって、中部・近畿圏などとのアクセスの飛躍的な向上が期待できる。

「相模原市総合計画」(基本計画) 令和2年3月 P.91,94

施策23 首都圏南西部における広域交流拠点の形成

- ・交通結節点として、広域的なネットワークの形成を図り、交通の要衝としての機能をより一層強化する。
- ・多様な都市機能の集積を促進することで、産業の活力とにぎわいがあふれるまちづくりを進める。

行財政改革

「相模原市行財政構造改革プラン」 令和3年4月 P.17

目的：本市の将来像を実現するために、持続可能な行財政基盤を築く

計画期間：令和3年度から令和9年度末まで

取組内容：新たなまちづくり事業等の選択と集中(一部抜粋)

○橋本駅周辺整備推進事業

- ・計画期間中に事業を推進します。
- ・令和9年のリニア中央新幹線の開業を見据え、必要となる都市基盤整備を推進します。

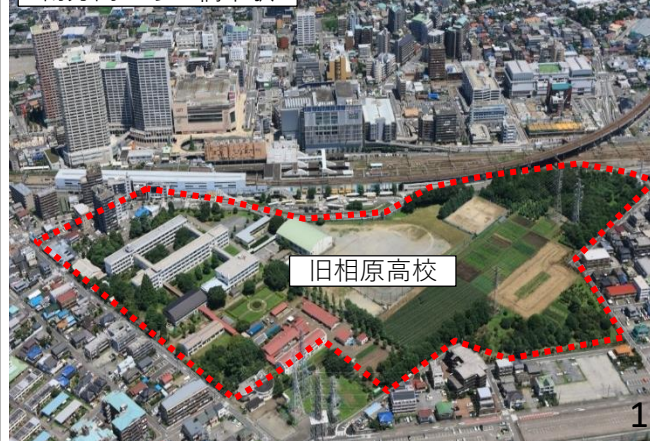
部門別計画

「広域交流拠点都市推進戦略」平成26年6月
広域交流拠点のポテンシャルを生かし、首都圏南西部の広域的な視点から市の都市力向上をめざす

「広域交流拠点基本計画」平成26年6月
橋本・相模原両駅周辺の将来像と体系的な整備方針

「広域交流拠点整備計画」平成28年8月
土地利用、交通ネットワーク、駅前空間等に関する整備計画

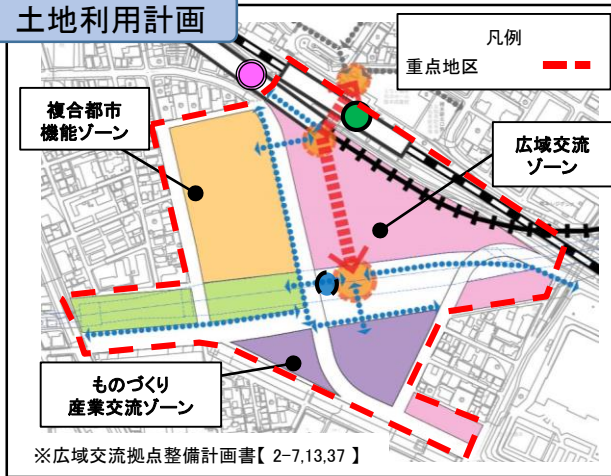
南方向からの橋本駅



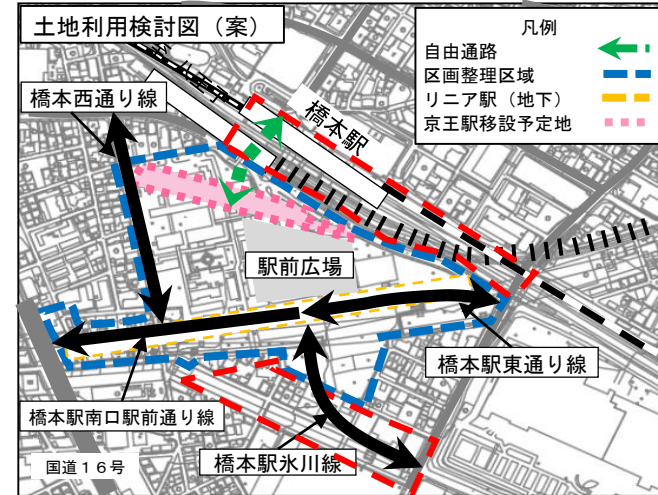
2.各事業の概要（整備計画からの深度化）

○平成28年8月策定（相模原市広域交流拠点整備計画）

土地利用計画



実現可能な絵に関係者と協議



当初の考え方

整備手法

- 重点地区は街路事業と土地区画整理事業を中心に検討
※総事業費の概算額は約400億円 【2-59】

リニア駅周辺の基盤配置

- 道路配置（広域連携軸）は4車線で国道16号との交差が可能となるようリニア駅の南側に配置 【2-16, 18】
- 緑と憩いの軸、駅前広場の一部はリニア駅上部に配置 【2-39, 47】

京王線駅舎の位置

- 移設を前提に検討（方向性のみ） 【4-5, 6】

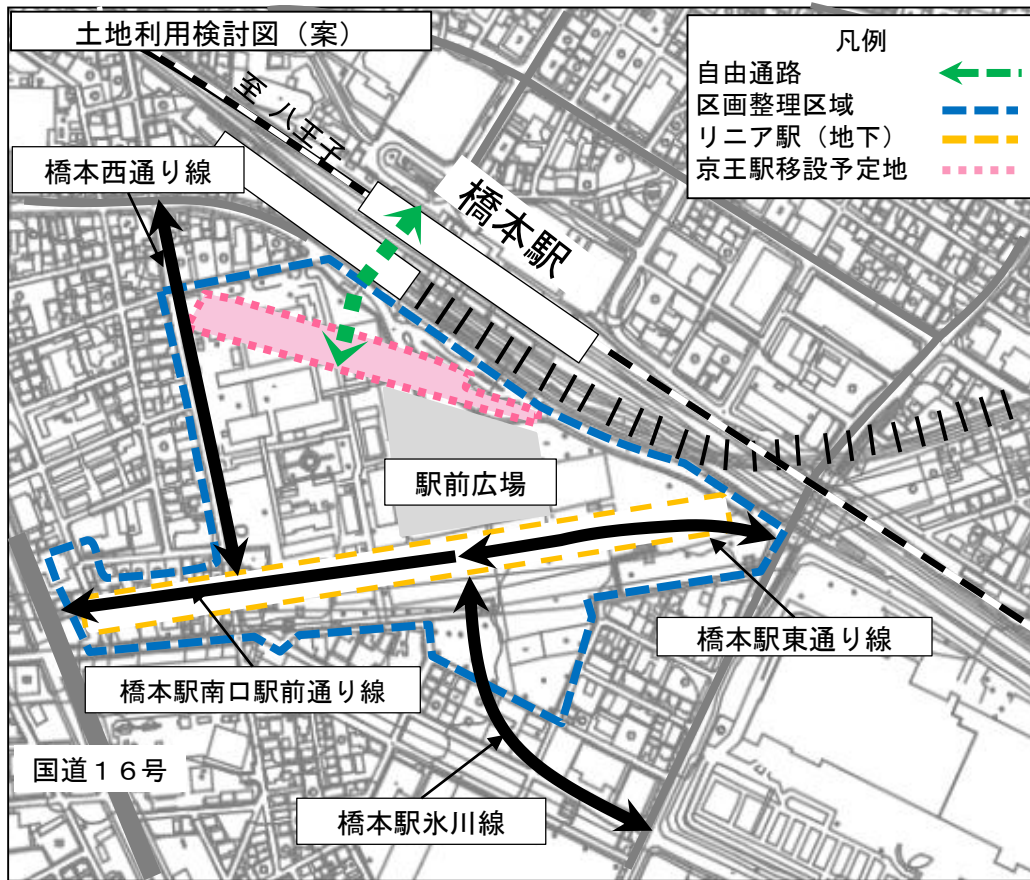
検討の視点

- ・大規模宅地と整備済の小規模宅地が存在
→区画整理事業範囲の設定に留意
- ・土地の有効活用に制限有
→複合都市機能ゾーンの南側が接道無
→緑と憩いの軸の土地所有形態が不明確
- ・移設をする上で技術的検証が必要
- ・土地利用や道路等の基盤の整備に係る調整
→駅前広場の分断による再配置

現在の考え方

- ・区画整理を実施しないと宅地利用の増進が図れない範囲に限定
※整備済の小規模宅地は区域から除外し、一部は街路事業
- ・UR（都市再生機構）に区画整理の施行を要請（H29.2）
→豊富な実績・経験を有し、質の高いまちづくりの実現
- 橋本駅氷川線
 - ・線形は駅前広場に曲線でアクセスする位置とし、南側宅地に影響させない位置を基準とし、交差点東側は既存の大山氷川線にすりつける線形
 - ・設計速度50Kmのため市民の安全を考慮し、現道の生活道路に進入させずに駅前広場へアクセスが可能
- ・駅上部に道路を重ねることで南北の接道を確保
→宅地の合理的な土地利用が可能
（緑と憩いの軸は道路内に植栽帯等として配置）
- 橋本西通り線
 - ・京王駅の移設位置と構造的に交差が困難であるため当初の計画から京王新駅舎の西側に配置
 - ・線形は西側の住宅に影響しないよう既存の道路を地区内側（東側）に拡幅
- ・技術的に移設可能な位置を整理
→乗換利便性向上、まちの賑わいの形成など広域交流拠点にふさわしいターミナル機能の強化

2.各事業の概要



■橋本駅周辺整備推進事業について

リニア駅が設置される橋本駅南口では、広域交流拠点の形成に向け、県立相原高校跡地を中心としたまちづくりに取り組んでいる。

■これまでの経緯

2014年（H26）：全幹法に基づく工事実施計画認可（駅位置確定）

2016年（H28）：相模原市広域交流拠点整備計画公表

○整備計画の具体化の取組経過

- ・2018年（H30）にJR東海が県から駅用地取得
- ・JR東海の区画整理への参画や、函体上部への道路配置の調整
- ・京王線橋本駅の移設

関係機関等との協議

2018年（H30）：京王線駅舎の概ねの移設位置を整理

2021年（R3）：関係者との大筋合意（2021.3）
庁議（2021.8～）

各事業の概要

○土地区画整理事業

リニア事業用地、相原高校跡地等を中心とした未利用地を含むまとまりのある一団地を区画整理区域に設定をする。区画整理の公共減歩により、リニア駅の函体上の道路（橋本駅南口駅前通り線、橋本駅東通り線）や区域内的の道路、駅前広場を創出する。事業実施にあたっては、民間開発事業者の適切な誘導が図られ、質の高いまちづくりが実現可能である（独）都市再生機構を施行予定者としている。

○街路事業

橋本駅南口地区にアクセスする道路として、相模原駅周辺との連携を図る新都心連携軸（橋本駅氷川線）、橋本駅周辺に集積している都市機能を結びつける地区間交流軸（橋本西通り線・橋本駅東通り線）の整備を行う。

○京王駅移設関連整備

京王線駅舎移設による乗換え利便性の向上は、まちのポテンシャルを高め、橋本駅南口地区及び周辺地区の賑わいの形成など、本市が目指す広域交流拠点にふさわしいまちづくりの実現に寄与することから駅移設に伴い、バリアフリーに資するエレベーターやホームドアなどの整備を行う。

○自由通路整備事業

駅移設に伴い、在来線との乗換利便性の向上に資するため自由通路整備を行う。

3.都市計画決定までのスケジュール（案）

手続に要する期間		大規模事業評価	都市計画決定
計16ヵ月	約1ヵ月	実施方針(HP・広報)	
	約1ヵ月	地元説明 (まちづくり会議等)	
	約1ヵ月	大規模事業評価委員会(1回目) 局内評価会議	
	約1ヵ月	議会情報提供(全協)	
	約2ヵ月	市民意見聴取 (説明会・パブコメ)	
	約1ヵ月	大規模事業評価委員会 (2回目)諮問	
	約1ヵ月	大規模事業評価委員会 (3回目)答申	都決図書 素案確定 事業者説明会
	約1ヵ月	対応方針決定	都市計画説明会
	約6ヵ月		都市計画手続き 都市計画審議会
	約1ヵ月		都市計画決定

決定会議 議事録

令和3年9月3日

1 起業家創出事業の実施について

【経済部】

(1) 主な意見等

- (総務局長)今回提案された事業と同性質の事業はいままでになかったとの理解でよいか。
(経済部長)主に参加者が抱える課題の解決に向けた支援等を実施しているが、上場を目指すような潜在的創業者に対する支援はしてこなかった。
- (総務局長)創業支援にあたり複数の支援機関が存在するが、役割分担を明確にした方がよい。
(経済部長)今回事業にあたり、各機関との協議を複数回重ねている。また、従前から各機関との連携は取れている。
- (網本市長公室理事)青年企業家育成基金の今の残高はいくらか。今まではどのような対象に使用されてきたのか。
(産業支援課長)宿泊型のアントレプレナー方式の事業で使用してきた。基金残高は基金の目的に賛同する方より随時寄付があることから残高は変動しているが、現在は400万円超の残高がある。
- (財政局長)選抜は市外の方も対象であるか。
(産業支援課長)居住地の指定は無いが、受講後の市内での創業が条件である。また、シビックプライド醸成の観点からも、当該事業により創業された方が、相模原に愛着を持ってもらうことも期待している。
- (財政局長)潜在的創業者とはどのような人物像を指すのか。対象と考えているような人物が参加を希望する見込みはあるか。
(産業支援課長)国でも潜在的創業者支援の必要性を示しており、優れたアイデアを持ちながらも起業を考えていない人である。厳正なる選抜の結果、参加者が0人になる可能性もある。
- (財政局長)2年目以降の市が行う伴走型支援は何があるのか。
(産業支援課長)既存メニューを活用し、支援を継続することを想定している。
- (財政局長)1人に対し多額の予算が使われることに対する費用対効果や受益者負担の考え方はいかがか。
(産業支援課長)本件事業を受講し、成長した企業からの税収、雇用を生み出す効果などを考えている。
(経済部長)一人当たりの効果を検証することに適さない事業である。未来への投資の側面が大きい。
(産業支援課長)事前の各機関などとの調整の中で、今回の事業に必要な著名な創業者の講話、高レベルの研修などは、今までの創業支援メニューに比べ相当の費用が掛かることは理解いただきたい。
- (財政局長)委託先はどのような先を検討しているか。

(産業支援課長) 市内事業者を考えている。仕様などは本市で事前に決定する。

- (市長公室長) 相模原で起業家を育てる土壌づくりの事業であると考え、必要性は認識している。その中で、今回の事業は3年の時限事業であるが、それ以降の展望はあるのか。

(経済部長) 将来的な展望にはなるが、今回の事業をきっかけに創業し、育った企業からまた寄附を受け、その寄附でさらなる創業者支援をしていくような循環の形が理想である。

(産業支援課長) 本件事業が相模原のシンボリックな創業支援の仕組みとなればと考えている。

- (総合政策部長) 様々な業種や業態があると思うが、対象は定めないのであるか。様々な業種を伴走支援していくことに難しさはないのか。委託先がその支援ができる能力を持ち合わせているか。

(産業支援課長) 事業への情熱や創業の覚悟などを学ぶ座学やオーナー講話などは全業種一律で問題ないと考えている。創業後の伴走支援は業種などにより企業が持つ課題や支援内容も変わるので個別対応と考えている。

- (総合政策部長) 厳正な審査とはどのようなイメージであるか。

(産業支援課長) これまでは自身のお店を持ちたいなど、個人事業者レベルの方々を支援することが主であったが、本件は当初から成長意欲を持ち、上場を目指す者が対象で、覚悟を持った人物を選抜していく。

(経済部長) 面接時の志望動機などで選抜したい。

(市長公室長) どのような基準で、どのような人物を選抜するかが非常に重要であると考えている。

- (総務局長) 市内支援機関が伴走者でよいのか疑問である。もう少し専門的知識を有した機関への委託は考えられないか。

(財政局長) 委託先ももちろんであるが、どのようなプログラムが良いのかなど仕様書を作成する段階から、専門家を入れる必要性があるのではないか。

(産業支援課長) 今回寄附される方も地元で創業した経験者であり、その方の意見も参考にしながら検討したい。

- (財政局長) プログラムの中で、著名な起業家の講演など、選抜者以外にも広く対象者を集めることが可能なものは、選抜から漏れた方や既存の創業支援メニューを利用された方などの参加が可能かなど、実施に当たり精査していただきたい。

(産業支援課長) 成功者のノウハウを得るにはそれなりの対価が必要であると認識している。幅広く活用することは難しい。一般公開可能なものについては、より良い方法を検討したい。

- (石井市長公室理事) 既存の創業支援メニューの利用者の中で、事業を継続している人が年を追うごとに減っているとの説明があった。既存メニューも継続的な事業継続を目指した創業支援として開始したのではないか。既存メニューをスクラップし、新しい試みとしていくなどの考え方が必要であると考えている。

(総合政策部長) 創業支援機関の役割分担を明確にし、重複しているものは無いが、また足りていないものは何かを整理するなかで既存施策の見直しを実施する必要がある。

- (市長公室長) 実施にあたり、他支援機関の業務や本市の既存創業支援事業を整理する必要があるとの意見より、本件事業と他の支援事業との違いや、必要性について更なる具体的説明をいただくことがありと判断し、継続審議とすることでよい。

異論なし

(2) 結果

○継続審議とする。

- ・創業支援事業全体における本件事業の位置づけについて説明すること。

2 橋本駅周辺整備推進事業の概要と実施について

【広域交流拠点推進部】

(1) 主な意見等

- (財政局長) 事案調書の記載にある、各課との調整中の内容や、土地区画整理事業をなぜUR施行とするかなどは資料として具体的に示した方が良い。
(広域交流拠点推進部長 (以下、推進部長)) 承知した。
- (財政部長) 都市計画決定するのはどこまでか。これだけ大きな事業であるので、上部会議ではどこの区画のどの事業から開始し、街がどう変化するのか順番に説明できるようにした方が良いのではないかと。
(推進部長) 区画整理の範囲と街路事業の決定である。工程は説明できるようにしておく。
- (総務局長) 重点地区と区画整理の範囲が違っているのはなぜか。
(推進部長) 土地区画整理事業の対象地権者を限定することにより、事業が効率的に進むようにしたためである。
- (総務局長) 関係者との大筋合意とは何を指すのか。また、大筋合意は済んでいるとのことだが、庁議にて大筋合意とした内容に変更が生じた場合に変更は可能か。
(推進部長) 区画整理事業の範囲と道路位置である。関係者との最終的な合意は庁議後に行うため変更は可能である。
- (総務局長) 区画整理する区域外西側の道路整備はどのように進めるのか。
(推進部長) 時期的には後になるが、別途、庁議に諮って決めていく。
- (石井市長公室理事) 橋本駅氷川線の絵が平成28年の広域交流拠点整備計画と変わっているのはなぜか。また、当初、重点地区に含まれており区画整理地だと思っている個人地権者への説明はなされているか。
(推進部長) 平成28年の土地利用計画図では、京王線駅舎の移設が入っておらず、移設を反映したことにより、当初想定していた南北の地区間交流軸を見直したためである。また、今回の区画整理の範囲に入らなかった地権者には庁議後に説明に入る予定。今現在も、重点地区内の地権者より進捗についての問い合わせがあるが、正式な回答は現時点ではできない旨回答している。
- (網本市長公室理事) スケジュールに示された議会への説明のタイミングはここでよいのか。
(推進部長) 大規模事業評価の評価調書により全協にて説明する必要があるため、第一回の評価委員会後になる。詳細は総務法制課と相談しながら進めていきたい。
- (総合政策部長) 今回決定しないものについては適時各課と調整し、庁議に付議していただきたい。また、平成28年の計画策定以後は市の方針は変わっていないと理解しているが、決定後に時間も経過しており、改めて市の橋本駅周辺整備についての考え方を外部に示すことが必要と考える。
- (総合政策部長) どのようにまちづくりを進めていくか、まちづくりの理念を明確にした方がよい。また、区域内の都市機能の誘導策も今後示していただきたい。
(推進部長) 今回決定後に計画の考えを改めて示し、民間事業者の意見も取り入れて、

推進していきたい。

- (石井市長公室理事) 今後、庁議が必要となると想定する事項は何か。またその時期はいつごろか。

(推進部長) 少なくとも自由通路については複数関係者がおり、関係者間における協議の必要があることから、庁議の必要があると考えている。時期については自由通路の整備時期は計画の最終時期になると予定しており、今の段階では明確な時期は示せない。また、街路全体の考え方やゾーニングの考え方なども今後庁議に諮ることが想定される。

- (財政部長) 大規模事業は事業を進めている間に絵姿や予算が大きく変わることもある。適時適切に各課と調整し、庁議に諮っていただきたい。

(推進部長) 承知した。

(2) 結果

- 原案のとおり、上部会議に付議する。

- ・意見があった資料については上部会議までに修正すること。